

公益財団法人 松山観光コンベンション協会 役員(顧問・相談役)名簿

(令和6年6月10日現在)

役名	氏名
顧問	野志克仁

役名	氏名
相談役	関谷勝嗣
相談役	一色昭造

(理事氏名50音順)

役名	氏名
会長	大塚岩男
副会長	奥村敏仁
副会長	矢野大二
専務理事	家串正治
理事	金子浩一
理事	亀井哲也
理事	河野智臣
理事	西村秀典
理事	宮崎光彦

監事	田窪計一
監事	矢野荘六

公益財団法人 松山観光コンベンション協会 評議員名簿

(令和6年4月1日現在)

(氏名50音順)

役 名	氏 名
評 議 員	河 野 治 広
評 議 員	清 水 史
評 議 員	中 村 剛 志
評 議 員	福 井 琴 樹
評 議 員	渡 部 訓 士

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人松山観光コンベンション協会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員に対して、日額報酬を出務回数に応じてこれを支給する。
- 3 常勤役員に対して、月額報酬を支給する。
- 4 役員及び評議員からの申し出により、報酬を支給しないことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、別表第1号に規定する額並びに管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の合計額とし、退職手当は、支給しない。

- 2 前項の管理職手当の額は、給料月額に100分の25を乗じて得た額以内の額とする。
- 3 第1項の扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の額は、松山市職員給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 4 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、1人当たり日額10,000円を超えない範囲で支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、毎月21日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。

- 2 期末手当及び勤勉手当は、毎年6月及び12月の会長が別に定める日に支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、出務の都度支払うものとする。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者にあつてはその遺族。以下この項において同じ。）に支払う。ただし、本人からの申出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む方法により支払うことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の額の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬等を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬等の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬等を支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 前項の費用のうち、旅費については、この法人の職員の例により算定し、支払うものとする。

3 役員及び評議員からの申し出により、費用を支給しないことができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項の規定に基づき公益財団法人松山観光コンベンション協会が設立の登記を行った日から施行する。

附 則（平成26年6月3日）

この規程は、評議員会の議決の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、評議員会の議決の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、評議員会の議決の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1

区分	金額
常勤役員の報酬	月額 400,000 円以内